

支部広報 485 号

令和 8 年 2 月 1 日

東京都個人タクシー協同組合  
杉並支部 支部長 堀内 達哉



# す ぎ な み

〒166-0004 杉並区阿佐谷南 1-16-10 巳善第二ビル 2 階  
電 話 03-6279-9485 F A X 03-6279-9486  
メール info@tosuginami.org



事故防止 いつも心に免許の日

## 支部・班 行事予定

### 2月

1 (日)	
2 (月)	賀詞交歓会
3 (火)	
4 (水)	1月分チケット換金締切日(14:30まで)
5 (木)	
6 (金)	
7 (土)	
8 (日)	
9 (月)	
10(火)	支部費納付締切日(15時まで)
11(水)	
12(木)	
13(金)	
14(土)	
15(日)	
16(月)	
17(火)	
18(水)	
19(木)	
20(金)	
21(土)	
22(日)	
23(月)	A班・D班 合同班会議
24(火)	
25(水)	交通共済 第4回審査委員会
26(木)	本部 第4回理事会
27(金)	
28(土)	

### 3月

1 (日)	
2 (月)	
3 (火)	
4 (水)	2月分チケット換金締切日(14:30まで)
5 (木)	
6 (金)	交通共済 第5回理事会
7 (土)	
8 (日)	
9 (月)	
10(火)	支部費納付締切日(15時まで)
11(水)	
12(木)	
13(金)	
14(土)	
15(日)	B班・C班 合同班会議
16(月)	
17(火)	
18(水)	交通共済 支部長会議
19(木)	
20(金)	
21(土)	
22(日)	支部 第4回理事会
23(月)	
24(火)	本部 合同研修会
25(水)	本部 第5回理事会
26(木)	
27(金)	
28(土)	
29(日)	
30(月)	本部 臨時総代会
31(火)	

## お知らせ

春寒の候、杉並支部の皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。令和 8 年度も全個協として 75 歳定年制度の特例延長や、許可申請の際の経験年数 7 年への期間短縮等、行政への嘆願を継続して参ります。そのような中、令和 7 年度に東個協から 3 件の無車検運行と 1 件の無免許運行が発生しました。このような状況で上記のような要望を受け入れてくれるとは到底考えられません。そこで東個協では次のような対策を本支部あげて取り組んで参ります。

- ① 免許証の更新を誕生日までに完了する（法的には 1 ヶ月過ぎまでですが、組合では誕生日以前に完了することになっております）  
更新通知はひと月前にハガキが届くので早期に予約を済ませ支部に報告  
更新完了後は速やかに支部にコピーを提出
- ② 車検の期日前実施の徹底（2 ヶ月前より受けられる）と支部への車検証コピーの提出
- ③ 3 ヶ月定期整備の完全実施と、支部への記録簿コピーの提出
- ④ メーター検査の期日内実施と支部への報告
- ⑤ 交通違反の速やかな報告

以上の項目について早期に報告体制を作りたいと思います。再発防止に向けて支部員各位のご理解とご協力を宜しくお願い致します。

支部長 堀内 達哉

### ◆支部員報告



C 班 秋場 勇一 さん（60 歳）  
平成 21 年 5 月 29 日 加入  
令和 8 年 1 月 12 日 付 一般廃業

### ◆社会計事務所より

2 月分の支部費で決算料 11,770 円 請求致します。

### ◆ 期限更新者へ

令和 8 年 6 月 1 日付け期限更新者の方は、運転記録証明書料込で  
2,670 円 2 月の支部費で請求致します。

日頃より支部運営と業務にご理解とご協力を賜り、感謝を申し上げます。

総務部

●令和 7 年度 第 3 回班会議を下記の日程で開催致します。(階数が違いますのでご注意を。)

2 月 23 日(月・祝)13:00～A・D 合同班会議 勤福・西荻地区民センター第 3・4 階会室 3 階

3 月 15 日(日) 13:00～B・C 合同班会議 勤福・西荻地区民センター第 1・2 階会室 2 階  
本部定款・規約の運営規約第 19 条第 1 項

支部は、運営規程で定める事業者研修会を、毎事業年度 2 回以上実施しなければならない。とあります。今回は少人数での開催となりますが各班、次期役員選出が在りますので参加をよろしくお願ひいたします。

●運転免許証の更新は、有効期限が切れる直前の誕生日前後 1 カ月(計 2 カ月間)が更新期間ですが、誕生日までに更新する(都ルール)ようにして失効(無免許運転)を防ぎましょう! →また運転免許証の更新が済みましたら事業者乗務証の訂正(有効期限)も直ちに行なうようにお願いいたします。更新後はすみやかに免許証と事業者乗務証のコピーを支部に提出してください。

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第 31 条(事業者乗務証の記載事項の訂正)第 1 項

タクシー事業者は、交付を受けている事業者乗務証の記載事項に変更があったときは、直ちにその訂正を受けなければなりません。訂正義務違反をすると初犯で 20 日、再違反で 40 日の車停です。

●車検は満了日直前に受けるのでは無く余裕を持って済ませて下さい。2 カ月前から受けられます。 年式が古い車ほど部品交換等が発生し、時間を要します →また検査後 3 か月ごとの法定 3 か月点検もお忘れなく!新しい車検証が出来たら支部に持参して下さい。  
無車検運行は初犯で 60 日、再違反で 120 日の車停です。  
併せて自賠責保険の更新も支部で事前にお願いいたします。

●メーター検査は計量法により毎年、検査月に受験しなければなりません。 メーター会社に予備検査の予約を入れ、予備検査が終わりましたら本検査場(港南・深川・立川など)で検査を受けて下さい。終了後には支部に一報をお願いいたします。

<参考までに>

計量法第 172 条第 1 項には違反した場合、

六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 です。

●交通違反をした場合にはすみやかに支部に連絡し、違反切符のコピーを支部に提出して下さい。交通違反で多いのは以下の通り。

①交通量が少なくなった深夜での制限速度を超えた速度超過(スピード違反)

②赤信号や黄信号で無理な進行での信号無視

③慣れや悪しき習慣での指定場所一時不停止等・踏切不停止等

④ウッカリや急な進路変更での通行区分違反

⑤交差点付近での客待ちや違法な駐停車違反

⑥歩行者がいる横断歩道での横断歩行者等妨害等

様々、事情が有るとは思いますが事故に繋がりますので交通ルールを守りましょう!

●支部第60回通常総会日程が決定しましたので、再度お知らせいたします。今回の総会は次期正・副支部長選挙も開催しますので全員の参加をお願いいたします。

### 支部第60回通常総会と次期正・副支部長選挙

開催日時：令和8年5月6日(水) 13:00 開催

開催場所：杉並区立勤労福祉社会館 大ホール

受付時間：12:30～13:00

### 支部に自転車で来られる方もいますがご注意下さい！

●移動手段として気軽に使用する自転車ですが本年4月1日から16歳以上を対象に自転車の交通違反に車と同様の青切符(交通反則通告制度)が導入されます。違反した場合、本人確認は運転免許証やマイナンバーカード等で行い、違反内容により3,000円～12,000円の反則金となります。

主な反則行為と反則金額は、以下の通り。

①携帯電話を使用しながらの運転『ながらスマホ』は、**携帯電話使用等(保持)**

反則金 12,000円

②信号無視 反則金 6,000円

③逆走(右側通行等)などの**通行区分違反** 反則金 6,000円

④指定場所一時不停止等違反 反則金 5,000円

⑤無灯火 反則金 5,000円

⑥公安委員会遵守事項違反(傘差し運転・イヤホン等の使用運転等) 反則金 5,000円

⑦二人乗りなどの**軽車両乗車積載制限違反と並進禁止違反** 反則金 3,000円

※反則行為に対して一定の期間内に反則金を納めれば、出頭や裁判等不要。運転免許に点数は加算されず影響しません。ただし、自転車で酒酔い運転や酒気帯び運転など悪質な重大違反をした場合には運転免許の停止処分となることがあります。

**自転車も 2026年4月1日  
交通反則通告制度開始**

**青切符**

**自転車NEWS**  
交通反則通告制度対象の違反編

警視庁交通部

※自転車の運転者(16歳未満の者を除く)がした一定の違反が交通反則通告制度の対象となります。

**青切符により検挙される違反例**

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的に現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、**危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反**であったときは検挙を行います。

信号無視 6,000円 点減信号を無視した場合 5,000円	一時不停止 5,000円	右側通行 6,000円
携帯電話使用等 (保持) 12,000円	遮断踏切 立入り 7,000円	制動装置 (ブレーキ)不良 5,000円

※これらの違反は一例になります。

詳しく述べ  
ココをみてヨシ! 警視庁ホームページ  
【交通反則通告制度】

重大な違反※をしたとき又は交通事故  
を起こしたときは、刑事手続(赤切符)  
で検挙されます。

\* 酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転、  
携帯電話使用等(交通の危険)

さらに!  
信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上反復して検挙され  
又は交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会により、「自転車運転者講  
習」の受講が命じられます。

街とともに、人とともに。  
FOR MORE COMMUNICATION  
警視庁

警視庁交通安全情報サイト  
TOKYO SAFETY ACTION  
<https://www.safetyaction.tokyo/>

## ◆国交省の待機列運用について

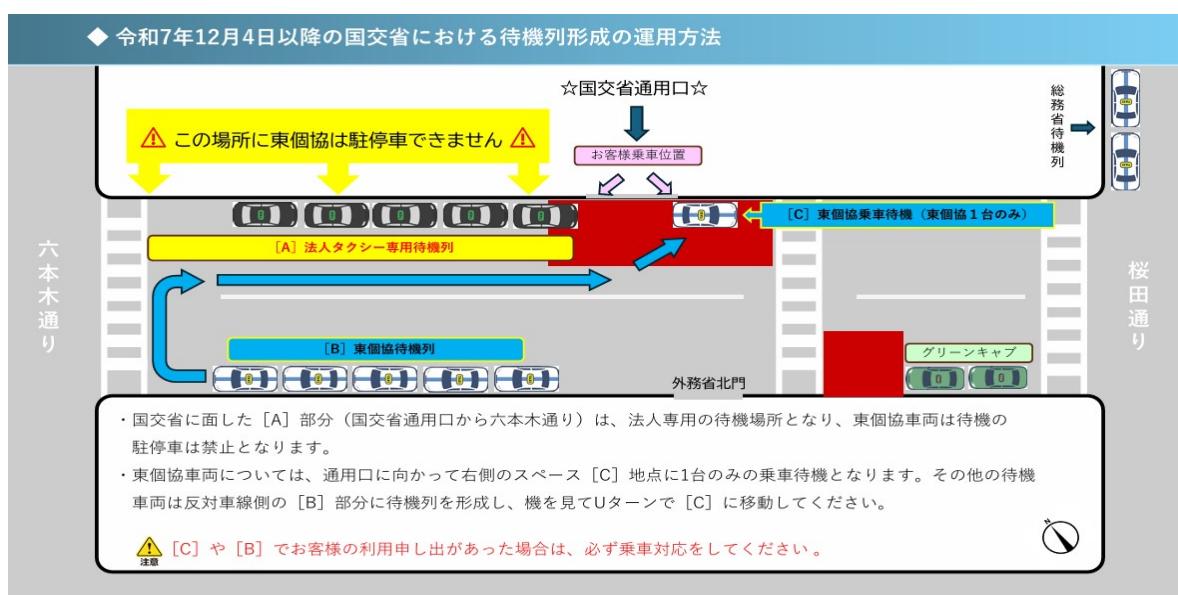
標記の件、国交省通用口（霞が関坂側）に面した路上での待機行為は禁止となります。東個協車両は、通用口に向かって右側スペースに1台のみ乗車待機とし、その他の車両は反対車線側（外務省側）に待機整列してください。※下記の図をご参考ください。

反対車線側（外務省側）に待機中の車両にお客様より乗車の申出があった場合は、必ず乗車対応を行ってください。

※対応を拒否した場合は乗車拒否行為として処分対象となります。

本措置は、弊組合の一部事業者による乗車拒否および接遇不良等の不適切営業が露呈したことにより、利用者の信頼を損なった責任を重く受け止めて実施する是正対応です。

本運用ルールに従っていただけない場合、国交省における東個協の契約の継続自体が困難となる可能性がありますので、必ず遵守くださいますようお願ひいたします。



## ◆許可等に付した期限の変更通知書の交付について

令和7年12月1日付期限更新日となる事業者に対する、許可等に付した期限の変更通知書(許可期限変更通知書)が届きました。通知書を紛失される方が多いことから支部では原本を支部で保管し、コピーを該当者にお渡しします。該当者には先月の支部報と一緒に同封しましたので確認をお願いいたします。また下記にご留意ください。

※ 期限更新申請時に添付した運転記録証明書以降に新たな道路交通法の違反による処分を受けた場合には直ちに報告することになっております。

事業者は、許可期限変更通知書の受領に当たり「道路交通法違反報告書」により期限更新申請時に添付した運転記録証明の証明期間の最後日以降満了日までの間の違反の有無を所属団体長に報告すること。該当事案がある場合は、至急支部に報告をし交通反則告知書のコピーを提出して下さい。新たな違反が期限の変更を伴わない場合（既に違反により1年短縮されている場合等）であっても報告は必要です。

## ◆自賠責保険の手続きをされる方へ

支部で自賠責保険の手続きをされる場合は、事前に連絡をして下さい。

また、必ず現在の自賠責保険の証書をお持ち下さい。車検証は必要ありません。  
車検日の2ヶ月前より入ることができます。

**支部での加入をお願い致します!! 手続きは15時までにお願いします。**

**※早期換金日の自賠責保険加入は控えていただきますようお願いします。**

**【自賠責保険料】 \*12カ月 32,960円 \*13カ月 35,230円**

**\*車検を受けましたら「自動車検査証記録事項」のコピーを支部に提出してください。**

**\*本部 車検・修理ローン、ご利用ください。(手続きは支部へ)**

## ◆トヨタモビリティ東京 友の会 巡回サービス

3ヶ月点検	吉祥寺店	2月24日(火) 受付 9:30~15:30
1ヶ月点検 3ヶ月点検	三鷹野崎北店	2月24日(火) 受付 9:00~15:00
1ヶ月点検 3ヶ月点検	日本橋 サービスセンター 江東区福住1-7-6	2月22日(日) 受付 9:00~15:00 日曜巡回サービスストライアル開始 予約制となります

## ◆東個協LPGカード価格改定のお知らせ 【令和8年1月16日(金)改定】

1リットル当り 105円 ※消費税別 (4円の値上げ)

## ◆東個協ガソリンカード価格改定のお知らせ 【令和8年1月7日(水)改定】

油種	税込価格
ハイオク	153円
レギュラー	143円
軽油	133円



○ 改定前消費税込単価より 6円値下げ (軽油除く) 単位:円/リットル

**違反・免停等がありましたら必ず支部までご連絡下さい。**

**違反した場合は交通反則告知書のコピーを支部に提出して下さい。**

◆チケット換金締切日

1月分チケット (2/1早朝含む) 2月4日(水) 14:30まで  
2月分チケット (3/1早朝含む) 3月4日(水) 14:30まで

早期換金は曜日に関係なく従来通りです。換金遅れのないようお願いします!

## チケットの早期換金にご協力お願いします!!

### ★電子決済売上 振込日★

売上期間		振込日
1月 29日 (木) ~ 2月 01日 (日)	→	2月 06日 (金)
2月 02日 (月) ~ 2月 04日 (水)	→	2月 10日 (火)
2月 05日 (木) ~ 2月 08日 (日)	→	2月 13日 (金)
2月 09日 (月) ~ 2月 11日 (水)	→	2月 17日 (火)
2月 12日 (木) ~ 2月 15日 (日)	→	2月 20日 (金)
2月 16日 (月) ~ 2月 18日 (水)	→	2月 24日 (火)
2月 19日 (木) ~ 2月 22日 (日)	→	2月 27日 (金)
2月 23日 (月) ~ 2月 25日 (水)	→	3月 03日 (火)
2月 26日 (木) ~ 3月 01日 (日)	→	3月 06日 (金)

自動換金は 週2回 毎週 火曜日・金曜日の振込

チケット、クレチケ、福祉券等の換金は 月・水・金曜日の最大週3回

### 売上票（カード会社控）の提出について

売上票（カード会社控）を提出していただいておりますが、売上票のサイン漏れ及び印字不良の場合はお手数ですが裏面に経路を記載して提出して下さい。

◆班会議日程について

	開催日時	場所
A班・D班	2月 23日 (月・祝) 13:00~	西荻地域区民センター・第3・4集会室
B班・C班	3月 15日 (日) 13:00~	西荻地域区民センター・第1・2集会室

※皆さんの参加お願いいたします!

## 共済部

### 班別対抗無事故表

単独=単 双方=双

賠償=賠

人身=人

16															
14															
12															
10															
8	10/7	賠	11/13	賠											
6	9/22	双	10/3	単				11/20	単			12/23	双		
4	9/11	双	9/17	単	8/26	人	12/27	双	6/11	人	11/4	人	7/22	単	7/23 双
2	7/11	双	9/9	人	4/4	単	8/25	賠	4/10	単	4/26	双	4/23	双	6/14 双
			A班			B班			C班			D班			

### 共済事故報告

12月23日 飲酒運転の自転車が交差点にて急に右折ってきてバンパーに接触した。

12月27日 第2車線から交差点をUターン時に第3車線の直進車と接触した。

- ☆ MRI受診しませんか!! 本、支部助成金8,800円、7,700円でお安く受診できます!
- ☆ 健康起因事故防止の為、脳MRI検診を受診しましょう。
- ☆ 電動キックボードや、モペットの事故が増加しています。注意して下さい!
- ☆ 路上寝込みを発見したら110番通報をお願いします!
- ☆ 救護義務違反は35点減点、一発取り消しです!

事故発生時は相手が立ち去った場合でも必ずその場で110番通報すること!

事故発生件数 22件/10件(12月末まで)

令和7年度の杉並支部事故削減目標は(令和6年度は件数14件)  
マイナス4件で10件に設定しました。

### 交通共済 事故受付専用 電話

05700 - 25889 ジコハヤク

24時間受付しています。ナビダイヤルでのご案内

夜間・休日は翌営業日以降順次担当者から連絡します。

求償、賠償事故にかかわらず報告してください。

\* \* \* 事故報告書は必ず支部で書きましょう \* \* \*

共済部長 及川

# 廃業をお考えの方、譲渡譲受契約にご協力をお願い致します

☆講習生4名が「譲渡」を待っています☆

令和7年11月受験者 3名合格しました！

## 講習生譲渡待機者との契約後の流れ

2026年1月20日現在

4月中に譲渡契約 ⇒ 5月中に認可申請 ⇒ 8月中に認可見込

8月中に譲渡契約 ⇒ 9月中に認可申請 ⇒ 12月中に認可見込

9月中に新規申請申込 ⇒ 翌年2月中に認可見込

11月受験者 3名

その他 4名

## 譲渡人の資格要件

申請日現在において、次のいずれかに該当するとともに、有効な第二種運転免許を有していること。

1. 年齢が 65歳以上(申請日が誕生日以降)80歳未満であること。(申請日が誕生日の前日まで)
2. 年齢が 65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある者。
3. 年齢が 65歳未満で、20年以上個人タクシー事業を経営している者であること。

※ 令和元年7月26日に法改正があり、75歳の誕生日以降の審査継続、不認可の際の2回目の申請が可能となりました。これには75歳の誕生日以降旅客の運送を行わないことが条件となります。この際の譲渡人の許可期限は認可の日までとなり、この期間中に第二種運転免許証が失効しても可能となります。

★★詳しくは支部までお問い合わせ下さい★★

## 譲渡譲受による廃業までの概要

1. 譲受人（事前試験合格者又は講習生）と譲渡譲受契約を結びます。
2. 申請に必要な書類、挙証資料を集めます。  
(譲渡人、譲受人双方が集め終わるのに、1ヶ月ほどかかる場合があります。)
3. 認可申請を関東運輸局に提出します。(標準処理期間は、3ヶ月です。)
4. 申請後も、関東運輸局からさらに必要とされる書類の提出を求められたら、提出します。
5. 申請をしてから3ヶ月ほどたつと、処分（認可）がおります。

## ☆講習生募集☆

講習会では講習生を募集しています。（地理試験廃止になりました！）

10年以上法人会社に乗務員として所属し、申請日以前3年又は5年以上道路交通法の違反がない、開業資金（200万円以上）が確保されている、営業区域内に申請時に居住しているなど年齢・経験等多くの条件があります。個人タクシーになりたい強い希望のある方をお待ちしています。個人タクシーの許可に必要な試験は3, 7, 11月に行われます。

杉並支部 講習会